

大規模地震等に関する申し合わせ

平成17年8月26日

議員連絡会

島田市議会は、東海地震発生などの非常事態に迅速に対応するため、下記のとおり申し合わせをする。

1 大規模地震発生前の対応

- 判定会召集または警戒宣言が発令された場合
 - ・正副議長は、直ちに登庁するものとする
 - ・議員は、常に所在を明らかにしておくものとする

2 大規模地震発生後の対応

(1) 登庁及び安否報告

- ・正副議長は直ちに登庁するものとする
- ・議員は速やかに安否を議長に報告するものとする

(2) 議員活動

- ・正副議長は、要請があった場合、災害対策本部に参集する。
- ・正副議長は、必要に応じ常任委員会正副委員長、議会運営委員会正副委員長を召集し、議会及び議員活動について協議し、指示、とりまとめなどの任に当たる。
- ・議員は、主として各地域において活動し、情報の収集、要望のとりまとめなどを行い、併せてその内容を議長に伝達する。

(3) 議会活動

- ・議長は、地震発生後1週間以内を目途に全員協議会を開催するよう努めるものとする。

附 則

この申し合わせは、令和5年3月31日に廃止する。

島田市議会災害対応要領

平成 28 年 8 月 25 日 制定 議会運営委員会
令和 3 年 2 月 25 日 改正 議会運営委員会
令和 5 年 4 月 1 日 改正 議会運営委員会

(趣旨)

第 1 条 この要領は、島田市において地震、風水害及び感染症等（以下「地震等」という。）により災害が発生したとき又はそのおそれがあるときに、島田市議会議員（以下「議員」という。）が島田市災害対策本部等（以下「市対策本部」という。）と連携し、議員の適切かつ迅速な対応により、市の災害対策を側面から支援し、市民の安全の確保と早期の復旧、復興に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(島田市議会災害対策支援本部の設置)

行動計画で別に定めます。

第 2 条 島田市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、又は議長が特に必要と認めた場合、議会機能の維持及び市対策本部と連携するため、島田市議会内に島田市議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置することができる。

2 議会支援本部は、島田市役所庁舎内「島田市議会事務局」に設置する。ただし、市役所庁舎内が使用できないときは、市対策本部と協議し、議長が別に定める。

3 議長は、議員及び市対策本部に対し、議会支援本部の設置を報告する。

(議会支援本部の構成)

第 3 条 議会支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、議会支援本部の事務総括及び本部員を指揮し、議会支援本部を代表する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 本部員は、議会運営委員をもって充て、本部長の命を受けて議会支援本部の事務に従事する。

5 本部長及び副本部長とともに事故があるとき又は本部長及び副本部長がともに欠けたときは、本部員のうち互選により本部長の職務を代理する者を定める。

6 議会支援本部の庶務は、議会事務局において処理する。

(議会支援本部の所掌事項)

第 4 条 議会支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否及び所在等の確認に関すること。

(2) 議員からの災害情報等の収集及び整理に関すること。

- (3) 市対策本部への災害情報等の提供に関すること。
- (4) 市対策本部からの災害情報等の収集に関すること。
- (5) 議員との情報伝達手段の確立と議員への周知に関すること。
- (6) 本会議、常任委員会開催等の議会運営に関すること。
- (7) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする

- (1) 議員自らの安否及び居所又は連絡場所を議会支援本部に報告し、連絡体制を確立・維持させること。
- (2) 議会支援本部より情報の提供を受けること。
- (3) 被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて議会支援本部へ報告すること。
- (4) 被災地及び避難所等における活動に協力すること。
- (5) 議会支援本部又は議会事務局からの招集指示に基づき、指定された場所に参集すること。
- (6) その他、被災者に対する相談及び助言等必要と認める事項に関すること。

(市対策本部への要請等)

第6条 市の災害対策活動に対する市対策本部への要請及び提言については、本部長を通じて行うものとする。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会支援本部へ情報提供すること。
- (2) 事務局職員は島田市地域防災計画に基づき行動すること。
- (3) あらかじめ議長が指名した事務局職員は、議会支援本部の事務に従事すること。

(参集)

第8条 本部長は、必要に応じて議員の参集を求めることができる。この場合、議員はやむを得ない場合を除き、指定された場所に参集しなければならない。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年8月25日から施行する。

附則

この要領は、令和3年2月25日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

災害対応における議会行動計画

(大規模災害対策編)

島田市議会

令和3年2月

令和5年4月 改正

— 目 次 —

第1 目的	1 ページ
第2 想定する状況	1 ページ
第3 議会及び議員の役割	3 ページ
1 議会	
2 議員	
第4 市(行政)との関係	3 ページ
第5 議会の体制及び行動基準	
1 議会事務局の体制	3~5 ページ
(1) 職員の行動基準	
(2) 非常時優先業務	
(3) 議員の安否等の確認方法	
2 議会の体制	6~10 ページ
(1) 議長の行動基準	
(2) 島田市議会災害対策支援本部について	
(3) 議員の行動基準	
(4) 議員との連絡方法	
第6 行動時期に応じた職員、議会支援本部及び議会・議員の行動表	11、12 ページ
1 初動期(災害発生直後~24時間)	
2 初動期(24時間~78時間)	
3 中期(3日~7日)	
4 後期(7日以降)	
第7 市対策本部と議会支援本部との関係	13 ページ
第8 計画の体系図	13 ページ

災害対応における議会行動計画 (大規模災害対策編)

平成 28 年 8 月 25 日 制定

令和 3 年 2 月 25 日 改正

令和 5 年 4 月 1 日 改正

第1 目的

島田市において、大規模災害（以下「災害」という。）が発生したときに、島田市議会が島田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、災害発生前後における島田市議会議員（以下「議員」という。）及び議会事務局職員（以下「職員」という。）の役割や行動等を明確にすることを目的とする。

第2 想定する状況

1	南海トラフ地震臨時情報の発表 ※2ページを参照
2	震度4以上の地震が発生したとき
3	<p>市対策本部が設置されたとき 《市対策本部の設置要件》</p> <p>(1) 市内において、震度5強以上の地震動が発生したとき。</p> <p>(2) 市内において次の各項に掲げる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市長が市を挙げて総合的な応急対策を行う必要があると認めるとき。</p> <p>① 地震動（震度5弱以下） ② 風水害 ③ 土砂災害（土石流、がけ崩れ又は地すべり） ④ 火災又は爆発 ⑤ 道路事故、鉄道事故又は航空機等の事故 ⑥ 原子力災害 ⑦ その他住民生活に重大な影響を及ぼす事態</p> <p style="text-align: right;">災害対策本部設置運営要領との整合を図る。</p>
4	<p>島田市議会災害対応要領第2条に規定する「議長が特に必要と認めた場合」 《議会支援本部の設置要件》</p> <p>緊急事態発生に際し、災害対策本部による対応等の全庁的対応に至らないまでも、庁内横断的かつ組織的な対応体制を定めた「緊急時の対応体制について（令和5年2月13日改正）」に掲げる「応急対応体制」の基準に相当する場合【資料編 11 ページ及び「各体制における組織体制区分」…資料編 12 ページ参照】</p> <p>なお、各種危機事態において、交通網の遮断・通信連絡確保上の障害等に伴う孤立化リスクの高い川根地区においては、「川根地区災害孤立対策マニュアル」に基づき対応することとなっており、議長は必要に応じて支援本部の立上げを検討する。【資料編 13 ページ参照】</p>

市の「緊急時の対応体制について」が改正されたことに事務局長が対応し情報を議長等に報告するため。（例…水防計画書では、局長は本部要員ではないが水防警戒本部が立ち上がった段階で、情報収集の必要性が増し、市と議会との連携を密にするため。）

●南海トラフ地震に関する情報の種類とキーワード（気象庁HPより抜粋）

【「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件】

名称	条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件】
情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

名称	条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（※1）において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ・（巨大地震注意）、（巨大地震警戒）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

第3 議会及び議員の役割

1 議会

議会は災害が発生した非常時においても、議事・議決機関としての機能を停止することなく、有効な議決ができる会議を開催するための機能を維持しなければならない。

2 議員

議員は合議制としての議会がその機能を維持するための役割を担うとともに、災害時、特に初期段階にあっては議会の機能とは別に、被災者の救援や支援のために、非常に即応した地域の一員としての役割を果たすことが求められる。

よって、議員は、議会機能を維持するという根本的な役割を認識する中で、地域活動などに従事する役割も担うものである。

第4 市(行政)との関係

災害時において、災害対策活動に主体的に当たるのは行政の災害・防災担当課をはじめとする関係課である。

議会は、議事・議決機関としての役割が基本であり、その対応に主体的な役割を果たすものではない。よって、議員の情報収集及び要請などの行動については、行政職員が災害対応に専念できるよう配慮する必要がある。一方、議会がその機能を適切に果たすためには正確な情報を早期に収集する必要があることから、議会と行政はそれぞれの役割を認識しつつ、災害情報を共有するための協力・連携体制を整え災害対応に当たることが必要となる。

第5 議会の体制および活動基準

1 議会事務局の体制

(1) 職員の行動基準

① 災害が勤務時間内に発生したとき

職員は、自身の安全を確保し、自身の安全確保を図った上で家族等の安否確認等を行う。その後、速やかに「(2)非常時優先業務」に従い行動する。

② 災害が勤務時間外に発生したとき（平日夜間及び休祭日のとき）

島田市安否情報確認・参集システム※（以下「安否確認・参集メール」（詳細については資料編4～9ページ参照）という）の確認・返信を行い、自身、家族等の安全を確認及び確保した上で、あらかじめ指定された場所に参集す

るものとする。その後、速やかに「(2) 非常時優先業務」に従い行動する。

【説明】

※「島田市安否情報確認・参集システム」によるメール

緊急時において、市職員全員に対し一斉に情報の提供と安否確認を行うため市が導入しているメールシステム。

③職員の参集（出動）

島田市地域防災計画に基づくものとする。

《職員動員基準》

◆南海トラフ地震臨時情報の発表（巨大地震注意）（巨大地震警戒）
※気象庁発表
◆震度5強以上の地震が発生したとき
◆市対策本部が設置されたとき
◆緊急事態発生に際し、災害対策本部による対応等の全庁的対応に至らないまでも、庁内横断的かつ組織的な対応体制を定めた「緊急時の対応体制について（令和5年2月13日改正）」に掲げる「応急対応体制」の基準に相当する場合
◆各種危機事態において、交通網の遮断・通信連絡確保上の障害等に伴う孤立化リスクの高い川根地区においては、「川根地区災害孤立対策マニュアル」に基づき対応することとなっていることから、議長が支援本部の立上げることを決定した場合

(2) 非常時優先業務

職員は、自身の安全確保を図った上で次の非常時優先業務に当たるものとする。ただし、市対策本部職員（庶務班）のうち、あらかじめ議長の指名を受けた職員は議会に関する業務に従事する。

〔市対策本部に関する事項〕

- ① 島田市防災計画に基づく業務
- ② 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援

〔議会に関する事項〕

- ① 議員の安否等の確認
- ② 議会事務局の被災状況の確認（電気、ガス、水道、電話、パソコン等の確認を含む）
- ③ 議会事務局執務室及び会議場所の確保
- ④ 島田市議会災害対策支援本部の設置準備及び庶務業務
- ⑤ 市災害対策本部との連絡体制の確保
- ⑥ その他、議長又は議会事務局長の指示する事項

(3) 議員の安否等の確認方法

① 安否確認・参集メールによる議員の安否等の確認の場合

発生事象	確認事項	確認方法
南海トラフ地震臨時情報の発表 震度4以上の地震発生	・所在地及び連絡方法	安否確認・参集メール ※議員からの返信内容を防災担当課へ確認
市対策本部の設置	・自身及び家族の安否 ・所在地及び連絡方法	

② 安否確認・参集メールに返信がない場合（安否確認・参集メール以外による確認方法）

ア 情報通信端末が使用可能な場合

電話（携帯電話含む）又は議員携帯メール **若しくは貸与パソコンによるメール**を使用し、安否等の確認を行う。

イ 情報通信端末が使用できない場合

災害伝言板 web171 又は災害伝言ダイヤル（※使用方法については資料編 **10ページ** 参照）にて確認を行う。

【安否確認・参集メールが受信できない場合の連絡優先順位】

第1：電話（携帯電話含む）

→第2：議員携帯メール **又は貸与パソコンによるメール**

→第3：災害伝言板 web171

→第4：災害伝言ダイヤルの順

2 議会の体制

(1) 議長の行動基準

① 議長の参集

議長は、次の発生事象が生じた場合、安否確認・参集メールの確認及び返信を行うものとする。

なお、震度5強以上の地震又は市対策本部が設置された場合若しくは議長が特に必要と認めた場合は、自身及び家族等の安全を確認・確保した上で、あらかじめ指定された場所に参集するものとする。ただし、議長が参集できない時は、次に定める順位者が参集するものとする。この場合、安否確認・参集メールの受信がない場合であっても、議長は自主参集するものとする。

ア 安否確認・参集メールを受信した場合

発生事象	返信内容	返信方法
南海トラフ地震臨時情報の発表	・自身及び家族の安否	
震度4以上の地震発生	・所在地及び連絡方法	
※震度4又は震度5弱を想定	(基本的に自宅待機)	資料編を参照
震度5強以上の地震発生又は市対策本部の設置若しくは議長が特に必要と認めた場合	・参集の可否 ・自身及び家族の安否 ・所在地及び連絡方法	

イ 安否確認・参集メールが受信できない場合

(ア) 情報通信端末が使用可能な場合

携帯メール又は貸与パソコンによるメールを使用し、事務局へ安否等の報告を行う。

(イ) 情報通信端末が使用できない場合

災害伝言板 web171 又は災害伝言ダイヤル(※使用方法については資料編 10 ページ参照)にて事務局へ安否等の報告を行う。

【安否確認・参集メールが受信できない場合の連絡優先順位】

第1：議員携帯メール又は貸与パソコンによるメール

→第2：災害伝言板・web171

→第3：災害伝言ダイヤルの順

※災害時においては、職員は市災害対策本部に配置されるため電話(携帯電話含む)対応ができません。

(ウ) 上記のいずれの方法も不可能な場合は、その他方法(避難所からの連絡など)により報告に努めること。

② 参集順位者（議長が参集できない場合の優先順により対応する）

順位1 副議長

順位2 議会運営委員長

順位3 防災部門担当課所管常任委員長

順位4 議長が指名する常任委員長

③ 参集時の留意事項

ア 災害の発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断なども想定されるため、移動手段は原則として徒歩又は自転車、バイク等を利用すること。

イ 服装は、災害対応活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、マスク、消毒液など必要な用具等を携帯する。また、個人用として食料、飲料水等も携帯して行動すること。

ウ 災害を起因とした事故など人命にかかる事象に遭遇した場合は、当該人命救助にあたること。その際、自らの安全の確保を怠らないこと。また、この場合、直ちに議会事務局に連絡するものとする。

④ 参集場所

島田市役所庁舎内「島田市議会事務局」又は市対策本部と協議した場所

(2) 島田市議会災害対策支援本部について

① 島田市議会災害対策支援本部の設置【設置基準】（要領第2条）

ア 議長（議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは「順位者」による優先順の者。）は、市対策本部の設置がされた場合、または議長が特に必要と認めた場合、災害時における議会機能を維持及び市対策本部との連携等を図るため、島田市議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置する。

イ 議会支援本部は、島田市役所庁舎内「島田市議会事務局」に設置する。ただし、市役所庁舎内が使用できないときは、市対策本部と協議し、議長が別に定める。

ウ 議長は、議員及び市対策本部に対し議会支援本部の設置を報告する。

② 議会支援本部の構成（要領第3条）

ア 議会支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

イ 本部長は、議長をもって充て、議会支援本部の事務総括及び本部員を指揮し、議会支援本部を代表する。

ウ 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

エ 本部員は、議会運営委員をもって充て、本部長の命を受けて議会支援本部の事務に従事する。

オ 本部長及び副本部長とともに事故があるとき又は本部長及び副本部長がともに欠けたときは、本部員のうち互選により本部長の職務を代理する者を定める。

③ 本部員等の参集

ア 本部長は、議会支援本部を設置した場合は、直ちに副本部長及び本部員を招集するものとする。

イ 副本部長及び本部員は、本部長から招集の連絡を受けた時は、自身と家族の安全を確保し、速やかに指定された場所に参集するものとする。

④ 参集時の留意事項

ア 災害の発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断なども想定されるため、移動手段は原則として徒歩又は自転車、バイク等を利用すること。

イ 服装は、災害対応活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、マスク、消毒液など必要な用具等を携帯する。また、個人用として食料、飲料水等も携帯して行動すること。

ウ 災害を起因とした事故など人命にかかる事象に遭遇した場合は、当該人命救助にあたること。その際、自らの安全の確保を怠らないこと。また、この場合、直ちに議会支援本部（議会事務局）に連絡するものとする。

⑤ 本部員の参集場所

島田市役所**庁舎内「島田市議会事務局」**又は本部長（議長）が指定する場所

⑥ 所掌事項 （要領第4条）

ア 議員及び職員の安否及び所在等の確認に関すること。

イ 議員からの災害情報等の収集及び整理に関すること。

ウ 市対策本部への災害情報等の提供に関すること。

エ 市対策本部からの災害情報等の収集に関すること。

オ 議員との情報伝達手段の確立と議員への周知に関すること。

カ 議会の運営に関すること。

キ その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

⑦ 市対策本部との関係 （要領第6条）

市の災害対策活動に対する市対策本部への要請及び提言については、全て本部長を通じて行うものとする。

⑧ 職員の体制 （要領第7条）

- ア 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集及び提供に努めるとともに、議会支援本部へ情報提供すること。
- イ 市対策本部（庶務班）員のうち、あらかじめ議長に指名された職員。

⑨ その他

- ア 議会支援本部の庶務は、議会事務局において処理する。

(3) 議員の行動基準 (要領第5条)

議員は、安否確認・収集メールを受信した場合、メールの確認及び返信を行い、自身及び家族等の安全を確認・確保した上で、次の活動を行うものとする。なお、災害発生時において、安否確認・収集メールを受信していない(できない)場合であっても同様とする。

- ① 議員自らの安否及び居所又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立・維持させること。

ア 安否等の報告については、安否確認・収集メールを使用する。

発生事象	返信内容	返信方法
南海トラフ地震臨時情報の発表	・所在地及び連絡方法	資料編を参照
震度4以上の地震発生	・自身及び家族の安否	
市対策本部の設置	・所在地及び連絡方法	

イ 安否確認・収集メールが受信できない場合

(ア) 情報通信端末が使用可能な場合

携帯メール又は貸与パソコンによるメールを使用し、事務局へ安否等の報告を行う。

(イ) 情報通信端末が使用できない場合

災害伝言板 web171 又は災害伝言ダイヤル（※使用方法については資料編 10 ページ参照）にて事務局へ安否等の報告を行う。

【安否確認・収集メールが受信できない場合の優先順位】

第1 議員携帯メール又は貸与パソコンによるメール

→第2 災害伝言板 web171

→第3 災害伝言ダイヤルの順

※災害時においては、事務局職員は市災害対策本部に配置されるため電話（携帯電話含む）対応ができません。

(ウ) 上記のいずれの方法も不可能な場合は、その他方法（避難所からの連絡など）により報告に努めること。

- ② 議会支援本部又は事務局から情報の提供を受けること。
- ③ 被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて議会支援本部へ報告すること。（※直接、市対策本部への要望等は行わない。）
- ④ 被災地及び避難所等における活動に協力すること。
- ⑤ 議会支援本部又は事務局から招集指示があった場合は、指定する場所へ参集すること。

【参集時の留意事項】

- ア 災害の発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断なども想定されるため、移動手段は原則として徒步又は自転車、バイク等を利用すること。
- イ 服装は、災害対応活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、マスク、消毒液など必要な用具等を携帯する。また、個人用として食料、飲料水等も携帯して行動すること。
- ウ 災害を起因とした事故など人命にかかる事象に遭遇した場合は、当該人命救助にあたること。その際、自らの安全の確保を怠らないこと。また、この場合、直ちに議会事務局に連絡するものとする。

- ⑥ その他、被災者に対する相談及び助言等必要と認める事項に関するこ。

(4) 議会支援本部と議員との連絡方法

議会支援本部設置後における議会支援本部と議員との連絡方法は、議会支援本部からの指示によるものとする。ただし、議会支援本部からの指示がない場合は次の順位によるものとする。

【優先順位】

- 第1 議員携帯メール又は貸与パソコンによるメール
- 第2 災害伝言板 web171
- 第3 災害伝言ダイヤル

※使用方法については資料編 10 ページ参照

第6 行動時期に応じた職員、議会支援本部及び議会・議員の行動表

1 《時期 初動期（災害発生直後～24時間）》

職員	議員	議会支援本部・議会
<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の確認 ・安否確認・参集メールの確認・返信 ・議会事務局又は指定場所へ参集 《災害時優先業務》 ・市対策本部の業務(庶務班) ・議長の安否確認 ・議員の安否確認 ・議会事務局の被災状況確認 ・議会事務局の情報端末機器の確認 ・市（市対策本部）との連絡体制確保 ・議会支援本部の設置準備及び設置 	<p>《議長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否報告（安否確認・参集メールでの返信） ・自身と家族の安全確保 ・議会事務局又は指定場所へ参集（震度5強以上又は市対策本部設置の場合） <p>《議員》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5-2-(3)「議員の行動基準」による ・参集なし (議長から参集指示があるまでは参集の必要なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会支援本部員は、議長より議会支援本部設置の連絡があった場合、家族等の安全を確認の上、議会支援本部へ参集すること。 <p>本部長＝議長 副本部長＝副議長 本部員＝議会運営委員</p>

2 《時期 初動期（24時間～72時間）》

職員	議員	議会支援本部・議会
<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の業務(庶務班) ・議員の安否確認 ・職員の安否確認 ・議場、委員会室の被災状況確認 ・議場、委員会室の放送設備等の確認 ・議会支援本部の庶務 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会支援本部からの指示があるまでは、第5-2-(3)「議員の行動基準」による。 ※市災害対策本部との調整は、議会支援本部が行うものとし、議員個々から<u>の要請等は直接行わないものとする。</u> ・参集なし (議長から参集指示があるまでは参集の必要なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の安否などの情報整理及び連絡体制確立 ・災害情報の収集・整理及び市対策本部と情報の共有

3 《時期 中期（3日～7日）》

職員	議員	議会支援本部・議会
<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の業務(庶務班) ・議会支援本部の庶務 ・議会開会に向けた準備 	<p>・議会支援本部からの指示があるまでは、第5-2-(3)「議員の行動基準」による。</p> <p>※市災害対策本部との調整は、議会支援本部が行うものとし、<u>議員個々からの要請等は直接行わない。</u></p> <p>・<u>議会支援本部からの指示により、災害対策についての対応を協議するため指定場所へ参集する。</u></p> <p>ア 臨時会 イ 全員協議会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を収集し、全議員の招集について協議 ・市対策本部からの情報の整理及び議員へ情報提供 ・議員からの避難所等の状況報告を受け、必要があると認めるときは市対策本部へ報告又は要請

4 《時期 後期（7日以降）》

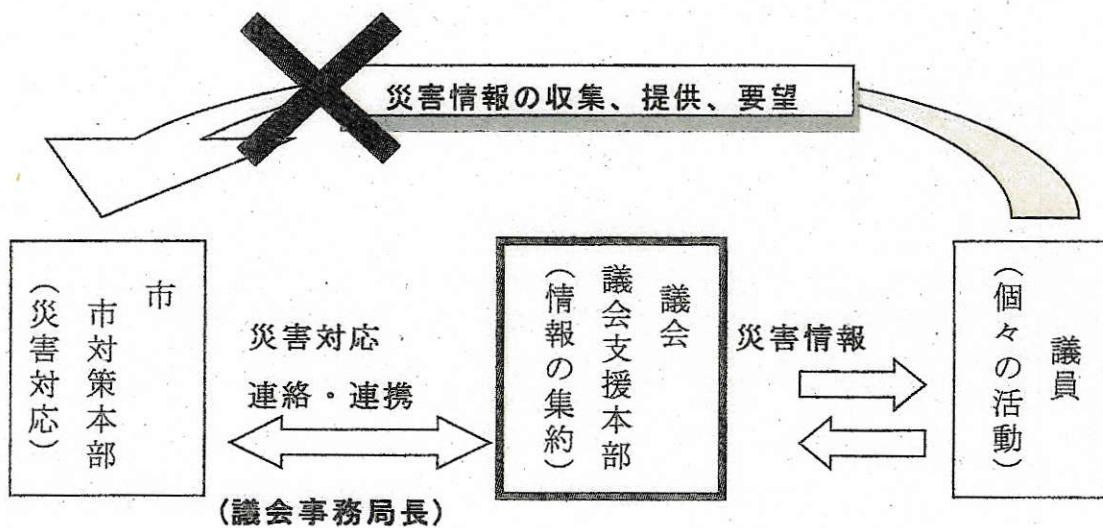
職員	議員	議会支援本部・議会
<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の業務(庶務班) ・議会支援本部の運営 ・議会開会に向けた準備 	<p>・議会支援本部からの指示があるまでは、第5-2-(3)「議員の行動基準」による。</p> <p>※市災害対策本部との調整は、議会支援本部が行うものとし、議員個々からの要請等は直接行わない。</p> <p>・<u>議会支援本部からの指示により、指定場所へ参集する。</u></p> <p>ア 臨時会 イ 全員協議会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会等の開催（災害対策についての対応協議） ・本会議、委員会の開催 ・議案審議 ・国、県への陳情・要望活動等

第7 市対策本部と議会支援本部との関係

災害情報は、防災計画に基づき配備されている各班や関係機関を介して、市対策本部に集積され、その情報を基に市対策本部において地域全体の災害対応等が行われる。よって、議員が自発的に収集した被災情報や要望を直接市対策本部に伝えることは、情報の混乱と錯綜を起こす恐れがあり緊急を要する災害対応に支障をきたす恐れがある。

一方、議会として地域の災害情報を的確に把握することは必要なことであることから、地域の災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためににはそれぞれの情報を共有することが大切である。そのため、市対策本部と議会支援本部において、組織的な連絡・連携体制を確立する。

- (1) 議会事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、対策本部及び議会支援本部へ情報を提供する。
- (2) 市の災害対策・対応活動に対する市対策本部へ要望等は、議会支援本部長を通じて行うものとする。



第8 計画の体系図

計画に取りまとめた災害発生時における、議会、議員及び職員の基本的な行動パターンは資料編 1 ページに掲載。

災害対応における議会行動計画

(感染症対策編)

島田市議会

令和3年2月

令和5年4月 改正

— 目 次 —

第1 目的	1 ページ
第2 想定する感染症	1 ページ
第3 議会及び議員の役割	1 ページ
1 議会		
2 議員		
第4 市（行政）との関係	1、2 ページ
第5 議会の体制及び行動基準	2 ページ
1 議会事務局の体制	2 ページ
(1) 事務局職員の行動基準		
2 議会の体制	2～4 ページ
(1) 議員の行動基準		
(2) 島田市議会災害対策支援本部について		
第6 行動時期に応じた職員、議会支援本部及び議会・議員の行動表	..	5～7 ページ
1 県内感染未確認期（未発生期、海外発生期を含む）		
2 県内感染確認期／感染定期期		
3 感染移行期		
4 感染まん延期		
5 感染休止期		
第7 市対策本部と議会支援本部との関係	8 ページ

災害対応における議会行動計画 (感染症対策編)

令和3年2月25日 制定 議会運営委員会
令和5年4月 1日 改定 議会運営委員会

第1 目的

新型コロナウイルス感染症をはじめとする病原性の高い感染症が市内でまん延した場合、市民生活へ及ぼす影響は計り知れない。

議会は、住民の代表機関として多様な市民ニーズを把握するとともに、議事(議決)機関として、市の団体意思を決定する役割を担っている。

このことから、感染症の影響による市民生活や社会経済活動への支障を最小限にするため、議会の実施すべき事項を明らかにし、その役割や行動を明確にするための行動計画を定めるものである。

第2 想定する感染症

次に示す感染症が、まん延又はまん延するおそれがある場合を想定する。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく指定感染症
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく新型インフルエンザ等

第3 議会及び議員の役割

1 議会

議会は、感染症のまん延時においても、議事(議決)機関としての機能を停止することなく、有効な議決ができる会議を開催するための機能を維持しなければならない。

2 議員

議員は、議会機能を維持するという根本的な役割を認識する中で、地域の状況や要望等の情報収集及び市民への正確な情報提供に務め、地域の一員としての役割を担うものである。

第4 市(行政)との関係

議会は、議事(議決)機関としての役割が基本であり、その対応に主体的な役割を果たすものではない。よって、議員の情報収集及び要請などの行動について

は、行政職員が感染症対策に専念できるよう配慮する必要がある。一方、議会がその機能を適切に果たすためには正確な情報を早期に収集する必要があることから、議会と行政はそれぞれの役割を認識しつつ、感染症に関する情報を共有するための協力・連携体制を整え感染症対策に当たることが必要となる。

第5 議会の体制及び活動基準

1 議会事務局の体制

(1) 事務局職員の行動基準

- ① 感染症の動向、その他の関係情報を収集・整理する。
- ② **島田市議会感染症対策支援本部**（以下「議会支援本部」という。）を開催することとなった場合、開催準備をし、事務を行う。
- ③ 市対策本部との連絡体制を確保する。
- ④ 感染予防に努め、発熱やだるさなど、風邪等と類似した症状がある場合は自宅待機とし、出勤を控えることとする。また、必要に応じ局長に報告すること。

事務局員が感染、または濃厚接触者と認定された場合

- ① 速やかに、事務局長に報告する。
- ② 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について、本人または家族から事務局長に報告する。
- ③ 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施など、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を感じた場合は、速やかに医療機関及び事務局長に連絡し、その指示に従う。

2 議会の体制

(1) 議員の行動基準

- ① 感染症対策にかかる臨時招集に備え、常に連絡が取れるようにし、参集依頼があった際には対応できるようにすること。
- ② **島田市感染症対策本部**（以下「市対策本部」という。）の活動を支援できるよう、感染拡大による市民生活への影響等の情報を提供する。
- ③ 市対策本部からの情報を市民に提供する。
- ④ 感染予防に努め、発熱やだるさなど、風邪等と類似した症状がある場合は自宅待機とし、登庁を控えることとする。また、必要に応じ、議長に報告すること。

議員が感染、または濃厚接触者と認定された場合

- ① 速やかに議長（議会支援本部）に連絡する。
 - ② 感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について、本人または家族から議会事務局に報告する。
 - ③ 濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施など、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を感じた場合は、速やかに医療機関及び議会事務局に連絡し、その指示に従う。
- ※資料編の行動フロー図を参照。

(2) 島田市議会感染症対策支援本部について

① 議会支援本部の設置【設置基準】 (要領第2条)

ア 議長（議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは「順位者」による優先順の者。）は、市対策本部の設置がされた場合、または議長が特に必要と認めた場合、議会機能を維持及び市対策本部との連携等を図るため、議会支援本部を設置する。

イ 参集順位者（議長が参集できない場合以下記の優先順により対応する）

順位1 副議長

順位2 議会運営委員長

ウ 議会支援本部は、島田市役所庁舎内「島田市議会事務局」に設置する。ただし、市役所庁舎内が使用できないときは、市対策本部と協議し、議長が別に定める。

エ 議長は、議員及び市対策本部に対し議会支援本部の設置を報告する。

② 議会支援本部の構成 (要領第3条)

ア 議会支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

イ 本部長は、議長をもって充て、議会支援本部の事務総括及び本部員を指揮し、議会支援本部を代表する。

ウ 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

エ 本部員は、議会運営委員をもって充て、本部長の命を受けて議会支援本部の事務に従事する。

オ 本部長及び副本部長とともに事故があるとき又は本部長及び副本部長とともに欠けたときは、本部員のうち互選により本部長の職務を代理する者を定める。

③ 本部員等の参集

- ア 本部長は、議会支援本部を設置した場合は、副本部長及び本部員を招集するものとする。
- イ やむをえず参集が不可能である場合は、議員自らが代理を立てることができる。
- ウ 感染症まん延防止の観点等から、参集が困難と判断される場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法を活用した会議（オンライン会議等）の開催を検討する。

④ 本部員の参集場所

島田市役所庁舎内「島田市議会事務局」

⑤ 所掌事項 （要領第4条）

- ア 議員からの情報等の収集及び整理に関すること。
- イ 市対策本部への情報等の提供に関すること。
- ウ 市対策本部からの情報等の収集に関すること。
- エ 議員との情報伝達手段の確立と議員への周知に関すること。
- オ 議会の運営に関すること。
- カ その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

⑥ 市対策本部との関係 （要領第6条）

市の災害対策活動に対する市対策本部への要請及び提言については、全て本部長を通じて行うものとする。

⑦ 職員の体制 （要領第7条）

- ア 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集及び提供に努めるとともに、議会支援本部へ情報提供すること。
- イ 議会支援本部の事務に従事する職員は市対策本部（庶務班）員のうち、あらかじめ議長に指名された職員とする。
- ウ 議会支援本部の庶務は、議会事務局において処理する。

第6 行動時期に応じた職員、議会支援本部及び議会・議員の行動表

1 《時期 県内感染未確認期（未発生期、海外発生期を含む）》

県内で感染者が確認されていない状態

職 員	議 員	議会支援本部・議会
<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・テレワークや時差出勤の検討、実施 (市対策本部が設置される場合、議会支援本部の設置事務) 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） 	<p>(市対策本部が設置される場合には議会支援本部を設置)</p> <p>・会議等における三密の回避、換気の励行</p>

2 《時期 県内感染確認期／感染限定期》

新規感染者の発生が少数に限定されている状況

例…新型コロナウイルス感染症対策における国評価レベルの判断基準

レベル1：感染小窓期…病床使用率概ね0～30%

感染者は低位で推移、又は徐々に増加している状態

職 員	議 員	議会支援本部・議会
<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・テレワークや時差出勤の検討、実施 ・議会支援本部の庶務 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・感染情報の収集・議会支援本部への情報提供 ・感染者が多数いる地域への視察・研修の自粛 	<p>・感染情報の収集・整理及び市対策本部と情報の共有</p> <p>・議会支援本部の設置 本部長＝議長 副本部長＝副議長 本部員＝議会運営委員</p> <p>・会議等における三密の回避、換気の励行</p> <p>・議会の傍聴自粛を検討、要請</p> <p>・他自治体議会からの視察受け入れ休止を検討、申込みの自粛を要請</p>

3 《感染移行期》

新規感染者数が増加傾向にある状況

例…新型コロナウイルス感染症対策における国評価レベルの判断基準

レベル2：感染拡大初期…病床使用率概ね30～50%

感染者が急速に増え始める

職 員	議 員	議会支援本部・議会
<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・テレワークや時差出勤の検討、実施 ・議会支援本部の庶務 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・感染情報の収集・議会支援本部への情報提供 ・感染者が多数いる地域への視察・研修の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染情報の収集・整理及び市対策本部と情報の共有 ・議会支援本部の開催 ・議会の傍聴自粛を検討、要請 ・会議等における三密の回避、換気の励行 ・他自治体議会からの視察受け入れ休止を検討、申込みの自粛を要請

4 《感染まん延期》

県内の新規感染者の発生が過大である状況

例…新型コロナウイルス感染症対策における国評価レベルの判断基準

レベル3：医療負荷拡大期…病床使用率・重症病床使用率概ね50%以上

医療負荷を増大させるような数の感染者が発生

レベル4：医療機能不全期…病床使用率・重症病床使用率概ね80%以上

想定を超える膨大な数の感染者が発生

職 員	議 員	議会支援本部・議会
<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・テレワークや時差出勤の実施 ・議会支援本部の庶務 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等） ・感染情報の収集・議会支援本部への情報提供 ・視察、研修の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染情報の収集・整理及び市対策本部と情報の共有 ・議会支援本部の開催 ・議会傍聴の自粛を検討、要請 ・会議等における三密の回避、換気の励行 ・他自治体議会からの視察受け入れ休止を検討、申込みの自粛を要請

5 《感染休止期》

県内で新規感染者の発生が1か月程度認められない状況

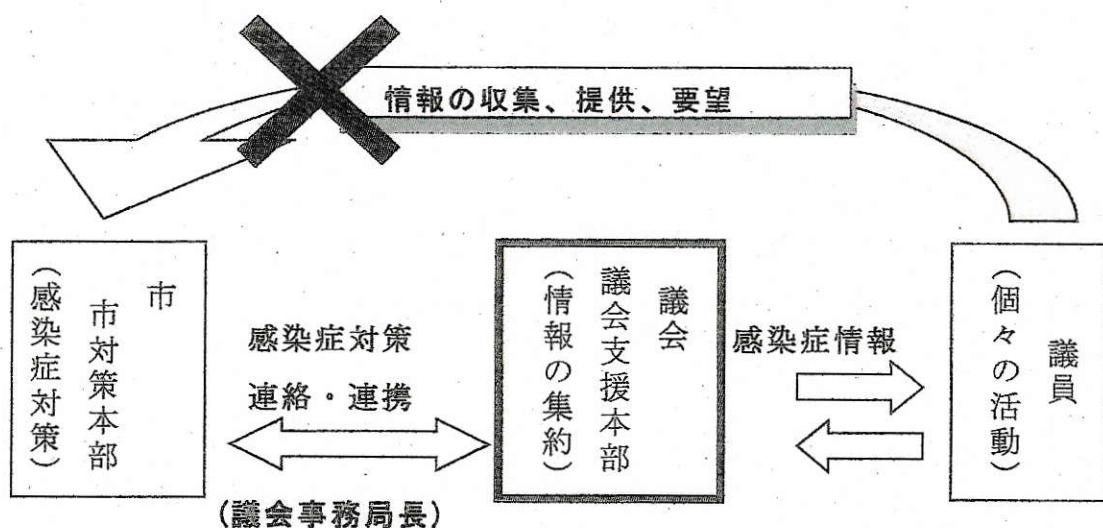
職 員	議 員	議会支援本部・議会
・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等）	・感染予防の徹底（手指の消毒、マスクの着用等）	・感染情報の収集・整理
・テレワークや時差出勤の実施を解除	・感染情報の収集・議会支援本部への情報提供	・議会支援本部の解散を検討、解散
・議会支援本部の庶務	・感染者が多数いる地域への視察・研修の自粛	・議会の傍聴の自粛要請を解除 ・会議等における三密の回避、換気の励行 ・他自治体議会からの視察受け入れ休止を解除

第7 市対策本部と議会支援本部との関係

感染症情報は、関係機関を介し市対策本部に集積され、その情報を基に市対策本部において感染症対策等が行われる。このことから、議員が自発的に収集した情報や要望を直接市対策本部に伝えることは、情報の混乱と錯綜を起こす恐れがある。

一方、議会として感染症情報を的確に把握することは必要なことであることから、情報を的確に把握し、対応に当たるために各組織間で情報共有することが大切である。そのため、市対策本部と議会支援本部において、組織的な連絡・連携体制を確立する。

- (1) 議会事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、市対策本部及び議会支援本部へ情報を提供する。
- (2) 市の感染症対策・対応活動に対する市対策本部へ要望等は、議会支援本部長を通じて行うものとする。



※オンライン会議等、遠隔での開催環境確保を検討